

I. 基本構想策定の背景と目的・目標年次

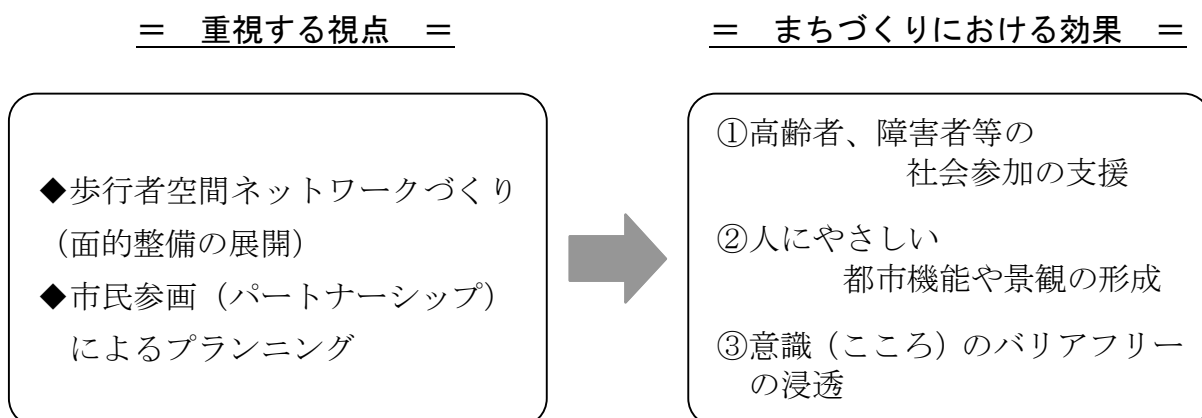
1. 背景と目的

今日の急速な高齢社会の到来と、ノーマライゼーションの理念の浸透により、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が、自らの力で社会参加ができる環境整備の必要性が高まってきています。

こうしたなか、国は平成 12 年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を制定し、平成 17 年には「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方をふまえた施策を推進するための「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめました。そして、交通バリアフリー法施行後 5 年が経過した平成 18 年には、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の 1 つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

本市では、これらの法や基本方針等に基づくとともに、「名古屋市基本構想」、「名古屋新世紀計画 2010」及び“人にやさしいまち名古屋”を実現するための「福祉都市環境整備指針」等に即した形で、重点整備地区を選定し、当該地区の旅客施設並びに周辺の歩行者空間のバリアフリー整備の方策を明らかにするため、「バリアフリー基本構想」を策定することとしました。

またこの基本構想は、高齢者、障害者等を含むすべての市民が互いの理解を深め合い、ともに手を携える市民参加型のまちづくりを実践しながら、地区の歩行者空間ネットワークづくりを誘導・促進し、①高齢者、障害者等すべての人々の社会参加、②人にやさしい都市機能や都市景観の形成、③意識(こころ)のバリアフリーの浸透をねらいとするものです。



◆ 重点整備地区の選定調査

本市域内における、1日の平均乗降客数5,000人以上の旅客施設を基点として、官公庁施設・福祉施設等、高齢者、障害者等が生活上利用する施設や周辺経路等のバリアフリー化を重点的・一体的に進めていく地区として定量的、定性的に評価し、現地調査を実施した上で、大曽根駅地区を重点整備地区に選定しました。

大曽根駅地区（本構想対象地区）の特徴
・ 旅客施設の結節点としての機能が充実している（交流拠点としての重要な地区である） ・ 旅客施設の利用者数が多い ・ 周辺に多数の公営住宅が立地している（高齢者・障害者への配慮が必要である） ・ 周辺に徳川園・ナゴヤドーム・商業施設等の集客数の多い施設が立地している ・ 各旅客施設については、一定の整備が行われているが、路線間の経路や案内表示等、総合的なバリアフリー化がなされていない

2. 目標年次

事業の内容によって、整備の目標年次を次のように区分します。

ア 平成22年度までに整備するもの

イ 平成23年度以降できるだけ早い時期（概ね平成25年度）の整備を目指すもの。

また、ソフト事業については、目標年次にかかわらず、長期的・継続的に実施していきます。